名城大学
法学部
創立60周年 記念講演会

# 地域主権改革とローカル・ルール

日　時　平成22年11月28日(日)15時00分～17時30分
場　所　名古屋観光ホテル3階　那古(東)の間
参加費　無　料　＊参加には事前申し込みが必要となります。

法的権限の拡充など大きな成果を挙げた第１次地方分権改革（2000年）から10年、さまざまな改革や議論を経て、現在、「地域のことは地域で決める」という理念の下で「地域主権改革」が進められている。

この一連の改革において鍵を握るのは、自治体が拡充した権限を生かして地域づくりや住民自治を進める「政策法務」の取組みである。20年前に提唱された政策法務の考え方の下で、まちづくり条例、自治基本条例など多くの条例がつくられるようになったが、条例制定権の限界や法令の規律密度など限界も少なくない。

はたしてわが国で「分権型社会」はどこまで実現したのか、現在の地域主権改革は成功を収めることができるのか、そして政策法務の展開にはなにが必要なのか、市民と自治体の課題として考えてみたい。

●基調講演
**礒崎 初仁** 教授
中央大学法学部
同大学院公共政策研究科

●シンポジウム
コメンテーター　**礒崎 初仁** 教授
**昇　秀樹** 教授（名城大学都市情報学部）
**安本 典夫** 教授（名城大学法学部）
コーディネーター　**伊川 正樹** 准教授（名城大学法学部）

■申込方法：お名前とご連絡先をご記入の上、Eメールもしくは FAXにてお申し込みください。
■申込締切：平成22年11月25日（木）
■申込・問合先：名城大学法学部事務室　TEL：052-838-2050
E-mail：hhshomu@ccmails.meijo-u.ac.jp　FAX：052-837-1971

【名城大学法学部ホームページ】http://law.meijo-u.ac.jp

〈名古屋観光ホテル〉　☎ 052-231-7711（代）
■会場への交通／
名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」下車
10番出口より徒歩2分、東山線栄方面からは、
8、9番出口をご利用ください。